

○内閣府
法務省 令第 号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定に基づき、前払式支払手段発行保証金規則を次のように定める。

平成二十二年 月 日

前払式支払手段発行保証金規則

（発行保証金の取戻し）

第一条 資金決済に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により発行保証金（同条第三項の規定により供託した同項に規定する債券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）を供託した者又はその承継人が、資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第 号。以下「令」という。）第九条第一項又は第二項の規定により金融庁長官（令第二十八条第一項の規定により金融庁長官の権

限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。

以下同じ。)の承認を受けようとするときは、様式第一に従い、その事由及び取戻しをしようとする供託金の額又は取戻しをしようとする供託債券の名称、枚数及び総額面その他の事項(振替国債については、その銘柄及び金額その他の事項)を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の承認をしたときは、様式第二により作成した承認書を同項の承認を求めた者に交付しなければならない。

3 第一項の申請をした者は、発行保証金の取戻しを行った場合には、遅滞なく、様式第三により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該取戻しが内渡しであるときは、供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託債券の名称、枚数、総額面及び券面額(振替国債については、その銘柄及び金額)に関する事項につき証明された書類を当該届出書に添付しなければならない。

(供託物払渡請求書の添付書類)

第二条 発行保証金の取戻しをしようとする者が、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求

書に添付すべき書類は、前条第二項の規定により交付を受けた承認書をもって足りる。

(発行保証金の保管替え等)

第三条 金銭のみをもって発行保証金を供託している者は、当該発行保証金に係る前払式支払手段発行者（法第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者をいう。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所の所在地について変更があったためその最寄りの供託所に変更があったときは、遅滞なく、発行保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地変更後の当該前払式支払手段発行者の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所への発行保証金の保管替えを請求しなければならない。

2 法第十四条第三項に規定する債券又はその債券及び金銭をもって発行保証金を供託している前払式支払手段発行者は、主たる営業所又は事務所の所在地について変更があったためその最寄りの供託所に変更があったときは、遅滞なく、当該発行保証金と同額の発行保証金を所在地変更後の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

3 前払式支払手段発行者は、前項の供託をしたときは、所在地変更前の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託した発行保証金を取り戻すことができる。この場合において、供託規則第二十五条第一項

の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、主たる営業所又は事務所の所在地の変更の事実を証する書面及び前項の供託に係る供託書正本の写しをもつて足りる。

4 第一項の保管替えを請求した者又は第二項の供託を行った前払式支払手段発行者は、遅滞なく、様式第四により作成した届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書正本の写し又は第二項の供託に係る供託書正本の写しを添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、必要があると認めるときは、前項の供託書正本の提出を命ずることができる。
(発行保証金の差替え)

第四条 法第十四条各項の規定により同条第三項に規定する債券を供託した者又はその承継人は、あらかじめ、当該債券に代わる発行保証金の供託をしたときは、金融庁長官に対し、当該債券の取戻しの承認を申請することができる。

2 前項の規定により承認の申請をしようとする者は、様式第五により作成した承認申請書に同項の発行保証金の供託に係る供託書正本の写しを添えて金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、様式第六により作成した承認書を同項の承認を求めた者に

交付しなければならない。

4 第二条の規定は、第一項の取戻しの手続について準用する。この場合において、同条中「前条第二項」とあるのは、「第四条第三項」と読み替えるものとする。

5 第一項の申請をした者は、債券の取戻しを行った場合には、遅滞なく、様式第七により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

（権利の実行の申立ての手続）

第五条 令第十一条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第八により作成した申立書に当該申立てに係る前払式支払手段（法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下同じ。

）又は当該申出に係る権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

（債権の申出の手続）

第六条 法第三十一条第二項に規定する債権の申出をしようとする者は、様式第九により作成した申出書に当該申出に係る前払式支払手段又は当該申出に係る権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

(仮配当表)

第七条 令第十一条第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官は、法第三十一条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該権利の調査に係る前払式支払手段を発行した前払式支払手段発行者（当該前払式支払手段発行者が法第十五条又は第十六条第一項の契約を締結している場合にあつては、当該前払式支払手段発行者及び当該契約の相手方。次条及び第十一条第一項において同じ。）に通知しなければならない。

2 金融庁長官は、前払式支払手段発行者の営業所又は事務所の所在地を確知できないときは、前項の規定による当該前払式支払手段発行者への通知をすることを要しない。

(意見聴取会)

第八条 令第十一条第四項の規定による権利の調査の手續は、金融庁長官の指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 令第十一条第一項の規定による申立てをした者、法第三十一条第二項の期間内の債権の申出をした者又は前払式支払手段発行者の代表者（以下「関係人」と総称する。）は、病気その他やむを得ない理由によ

り意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

(参考人への出席要求)

第九条 議長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他参考人に対し、意見聴取会に出席を求めることができる。

(議長の権限)

第十条 議長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、意見の陳述又は証拠の提示その他必要な指示をすることができる。

2 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

(延期又は続行)

第十一条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、議長は、次回の期日及び場所を定め、これを公示し、かつ、前払式支払手段発行者に通知

しなければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(調書の作成)

第十二条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならぬ。

- 一 意見聴取会の事案の表示
- 二 意見聴取会の期日及び場所
- 三 議長の職名及び氏名
- 四 出席した関係人の氏名及び住所
- 五 その他の出席者の氏名
- 六 陳述された意見の要旨
- 七 口述書が提出された場合にあつては、その旨及び口述書の要旨
- 八 証拠が提示された場合にあつては、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

(調書の閲覧)

第十三条 関係人は、前条の調書を閲覧することができる。

(配当の実施)

第十四条 前払式支払手段発行者に係る発行保証金のうちに、当該前払式支払手段発行者と法第十五条又は第十六条第一項の契約を締結している者が法第十七条の命令に基づき供託した発行保証金がある場合には、金融庁長官は、まず当該前払式支払手段発行者が供託した発行保証金につき配当を実施しなければならない。

(配当の手続等)

第十五条 金融庁長官は、配当の実施のため、供託規則第二十七号書式、第二十八号書式又は第二十八号の二書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同規則第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の手続をしたときは、様式第十により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付

して、前払式支払手段発行者に交付しなければならない。ただし、前払式支払手段発行者の所在を確知できないときは、公示をもってこれに代えることができる。

- 3 法第十四条第二項の規定の適用については、前項の通知書の到達の日（同項ただし書の規定により公示をする場合にあつては、当該公示の日）に法第三十一条第一項の権利の実行の手續が終了したものとす。
- 4 金融庁長官は、令第十一条第九項に規定する費用の額につき発行保証金の還付を受けようとするときは、当該費用の額を記載した供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

（債券の換価）

第十六条 金融庁長官は、令第十一条第八項の規定により債券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

- 2 金融庁長官は、債券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該債券に代わる発行保証金として供託しなければならない。

- 3 前項の規定により供託された供託金は、第一項の規定により還付された債券を供託した前払式支払手段発行者が供託したものとみなす。

4 金融庁長官は、第二項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する前払式支払手段発行者に通知しなければならない。

(公示等)

第十七条 法第三十一条第二項並びに令第十一条第四項及び第五項の規定並びに第七条第一項、第十一条第一項及び第十五条第二項の規定による公示は、官報に掲載することによって行う。

(供託規則の適用)

第十八条 この規則に定めるもののほか、発行保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続による。

(標準処理期間)

第十九条 金融庁長官は、令又はこの規則の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要なと認められる資料を追加するために要する期間

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、平成二十二年 月 日から施行する。

(前払式証票発行保証金規則の廃止)

第二条 前払式証票発行保証金規則(平成二年八月三十日 法務省・大蔵省令第一号)は廃止する。

(経過措置)

第三条 法附則第三条の規定の適用がある場合における第三条、第七条、第八条、第十一条、第十四条、第十五条及び第十六条の規定の適用については、これらの規定中「前払式支払手段発行者」とあるのは「発行廃止者」と、第三条第一項中「法第二条第一項」とあるのは「法附則第三条」とする。

様式第1 (第1条第1項)

年 月 日

財務(支)局長 殿

※登録番号 財務(支)局長 第 号
(郵便番号 -)

申請者 住 所

電話番号 () -

商号又は名称

氏 名 印

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、資金決済に関する法律施行令第9条第1項又は第2項の規定により発行保証金の取戻しの承認を申請します。

記

1. 取戻しの事由

2. 取戻しをしようとする供託物の内容(供託所名)

イ. 金銭の場合

供託番号	供託年月日	供託者名	供託金額	取戻申請金額
			円	円

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
					円	円	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
		円	円

3. その他参考となる事項

(記載上の注意)

第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

様式第2 (第1条第2項)

発行保証金取戻承認書

1. 払渡しを受ける供託者の氏名、商号又は名称及び住所

2. 払渡しを受ける供託物の内容(供託所名)

イ. 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻承認金額
	円		円

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	枚数	総額面	券面額	回記号	番号
			円	円		

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額
		円

3. 払渡しを受けられる期限

上記のとおり承認します。

年 月 日

財務(支)局長

印

住所

何某殿

(日本工業規格A4)

様式第3 (第1条第3項)

年 月 日

財務(支)局長 殿

※登録番号 財務(支)局長 第 号

(郵便番号 -)

届出者 住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名 印

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金取戻届出書

年 月 日付で承認を受けた発行保証金の取戻しを行ったので前払式支払手段発行保証金規則第1条第3項の規定により届け出ます。

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 取戻しが内渡しであるときは、当該内渡しに係る供託金の額等に関する事項につき証明された書類を添付すること。

様式第4（第3条第4項）

（日本工業規格A4）

年 月 日

財務（支）局長 殿

※登録番号 財務（支）局長 第 号

（郵便番号 ー ）

届出書 住 所

電話番号（ ） ー

商 号

又は名称

氏 名

印

（法人等にあつては、代表者の役職氏名）

発行保証金の保管替届出書

下記のとおり、発行保証金の保管替えをしたので、前払式支払手段発行保証金規則第3条第4項の規定により供託書正本の写しを添えて届け出ます。

記

1. 主たる営業所等の所在地及び供託所名
（新）
（旧）
2. 所在地変更年月日

（記載上の注意）

第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

様式第5 (第4条第2項)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号
 郵便番号
 住 所
 電話番号 () -
 商号又は名称
 氏 名 印
 (法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、前払式支払手段発行保証金規則第4条第1項の規定により供託債券の取戻しの承認を申請します。

記

1. 申請理由
2. 供託債券に代わる供託物の内容(供託所名)
 イ. 金銭の場合

供託番号	供託金額
	円

ロ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名 称	回 記 号	番 号	枚 数	券 面 額	総 額 面	評 価 率	評 価 額
					円	円	%	円

ハ. 振替国債の場合

供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率	評 価 額
		円	%	円

3. 取戻しをしようとする供託物の内容(供託所名)
 イ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名 称	回 記 号	番 号	枚 数	券 面 額	総 額 面	評 価 率	評 価 額
					円	円	%	円

ロ. 振替国債の場合

供託番号	銘 柄	金 額	評 価 率	評 価 額
		円	%	円

4. その他参考となる事項

(記載上の注意)

第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

(日本工業規格A4)

様式第6 (第4条第3項)

文 書 番 号
年 月 日

(商号又は名称)

氏 名

(法人にあつては、代表者の役職氏名) 殿

財務(支)局長

印

発 行 保 証 金 取 戻 承 認 書

年 月 日付けで申請のあつた標記のことについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

取戻しをする供託債券の内容(供託所名)

イ. 振替国債以外の債券の場合

供託番号	名 称	回 記 号	番 号	枚 数	券 面 額	総 額 面	評 価 額
					円	円	円

ロ. 振替国債の場合

供 託 番 号	銘 柄	金 額	評 価 額
		円	円

(日本工業規格A4)

様式第7 (第4条第5項)

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 ※登録番号 財務(支)局長 第 号
郵便番号
住 所
電話番号 () -
商号又は名称
氏 名 印
(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

発行保証金取戻届出書

年 月 日付で承認を受けた発行保証金の取戻しを行ったので、前払式支払手段発行保証金規則第4条第5項の規定により届け出ます。

(記載上の注意)

第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

様式第 8 (第 5 条)

申 立 書

1. 債権者の名称及び住所
2. 債権額
3. 債権発生の原因たる事実
4. その他参考となる事項

上記のとおり、資金決済に関する法律施行令第11条第 1 項の規定により権利の実行の申立てをします。

年 月 日

住 所
氏 名

印

(名称及び代表者の役職氏名)

財務 (支) 局長 殿

様式第 9 (第 6 条)

申 出 書

1. 債権者の名称及び住所
2. 債権額
3. 債権発生の原因たる事実
4. その他参考となる事項

上記のとおり、資金決済に関する法律第31条第2項の規定により債権の申出をします。

年 月 日

住 所

氏 名

(名称及び代表者の役職氏名)

印

財務(支)局長 殿

(日本工業規格 A 4)

様式第10 (第15条第2項)

通 知 書

支払委託書のとおり供託物の配当をしたため、あなたの発行保証金に 円の不足を生じたので、速やかに、上記不足額を供託して下さい。

年 月 日

財務(支)局長 印

住所

何 某殿